

被災者支援関連制度

(平成22年7月時点)

福岡県

被災者支援関連制度

(平成22年7月時点)

福岡県、各市町村等では、各種の支援を行っています。その中から、主なものをお知らせします。

なお、対象となる期間や申請方法などの詳細は、各機関（窓口）までお問合わせください。

目次

1	住宅が被災された方へ	P 1
2	災害によりご家族が死亡又は負傷された方へ	P 3
3	生活立て直しのための資金を受けられたい方へ	P 4
4	母子・寡婦世帯の方へ	P 5
5	国民健康保険料等の減免及び徴収猶予を受けられたい方へ	P 5
6	医療費等の減免を受けられたい方へ	P 5
7	社会福祉施設に入所されている方へ	P 6
8	児童扶養手当等を受給されている方へ	P 7
9	社会福祉施設等の運営をされている方へ	P 7
10	医療機関を開設されている方へ	P 9
11	精神障害者措置入院費の減免を受けられたい方へ	P 9
12	事業を営んでいる方へ（中小企業者等の皆様へ）	P10
13	農業に従事されている方へ	P11
14	林業に従事されている方へ	P13
15	漁業に従事されている方へ	P14
16	雇用保険を受給されている方へ	P15
17	授業料の減免を受けられたい方へ	P16
18	奨学金貸与を受けられたい方へ	P16
19	教科書の無償配布を受けられたい方へ	P16
20	税金の減免等を受けられたい方へ	P16
21	郵便貯金等の非常取り扱いについて	P17
22	河川・道路・港湾等の災害一般について	P17
23	消費生活全般について	P17

1 住宅が被災された方へ

制度名	救済制度の内容	窓口	備考
被災者生活再建支援金の支給	<ul style="list-style-type: none"> ・概要 自然災害により住宅に著しい被害を受けた方の生活の再建のため、支援金を支給するものです。 ・対象災害 災害救助法が適用された市町村の区域に係る自然災害、10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害、100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害等 ・対象世帯の要件 全壊、半壊等による解体、居住不能による長期避難、大規模半壊 ・支給額（単身世帯は以下の額の3/4） <ul style="list-style-type: none"> ①基礎支援金（住宅の被害程度に応じて支給） <ul style="list-style-type: none"> 全壊、解体、長期避難 100万円 大規模半壊 50万円 ②加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給） <ul style="list-style-type: none"> 建設・購入 200万円 補修 100万円 賃借（公営住宅以外） 50万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・市（区）町村 	災害救助法適用市町村のみ
災害援護資金の貸付	<ul style="list-style-type: none"> ・概要 自然災害により被災された世帯主の方に対して福祉及び生活の建て直しに資するため、資金を貸し付けるものです。 ・対象災害 県内において災害救助法が適用された市町村がある場合。 ・対象者の要件 世帯主の1ヶ月以上の負傷、家財の1/3以上の損害、住居の半壊・全壊等。（所得制限あり） ・貸付限度額 最高350万円 ・利率 年3% 	<ul style="list-style-type: none"> ・市（区）町村 	
福岡県災害見舞金等の支給	<ul style="list-style-type: none"> ・概要 災害により被災された方に対し、災害弔慰金及び災害見舞金を支給するものです。 ・対象災害 県内において災害救助法が適用された市町村がある場合や、死者及び行方不明者が5人以上の災害の場合等 ・支給額 死亡の場合20万円、重傷の場合10万円上限、住宅の全壊・全焼・流失の場合4万円（単身世帯は半額）、半壊・半焼の場合2万円（単身世帯は半額）、床上浸水の場合1万円（単身世帯は半額）等 	<ul style="list-style-type: none"> ・市（区）町村 	

制度名	救済制度の内容	窓口	備考															
災害復興住宅資金の貸付	<ul style="list-style-type: none"> 概要 <ul style="list-style-type: none"> 住宅金融支援機構による災害復興住宅融資 災害により住宅が被災された方に対する融資 (例) <ul style="list-style-type: none"> ①木造住宅を建設する場合 <ul style="list-style-type: none"> 融資の上限 1,400万円（他に土地取得等の加算があります。） 利率 全期間固定金利 1.95%（平成 22 年 4 月 21 日現在） ②木造住宅の補修をする場合 <ul style="list-style-type: none"> 融資の上限 590万円 利率全期間固定金利 1.95%（平成 22 年 4 月 21 日現在） お問合せ先 <ul style="list-style-type: none"> 住宅金融支援機構 被災者専用ダイヤル (0120-086-353) まで 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅金融支援機構 建築指導課建築審査係 (092-643-3722) 	H21.6.15 以後に自然災害により住宅に被害が生じた方については、自然災害の規模に関わらず融資の対象となりました。なお、市町村発行の「り災証明」が必要です。															
仮設建築物に対する制限の緩和	被災区域等における建築物の応急修繕工事等を行うもの又は応急仮設建築物の建築で被災日から 1 ヶ月以内に工事着手するものについての法定基準や建築確認等の制限の緩和	<ul style="list-style-type: none"> 県土整備事務所 建築指導課 																
建築確認申請手数料等の減免	<p>災害により被災した住宅に対する手数料の免除</p> <p>災害により自ら居住する住宅が、滅失、又は破損した場合、建築又は大規模な修繕等を行う場合には、一の建築物にかぎり、建築物の建築確認申請、完了検査申請、中間検査申請の手数料を免除します。</p> <p>(例)</p> <p>150㎡の木造住宅建替の場合</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="text-align: center;">※通常</td> <td style="text-align: center;">※災害による場合 (災害発生から 6 月以内)</td> </tr> <tr> <td>・確認申請手数料</td> <td style="text-align: right;">28,000 円</td> <td style="text-align: right;">免除</td> </tr> <tr> <td>・中間検査申請手数料</td> <td style="text-align: right;">22,000 円</td> <td style="text-align: right;">免除</td> </tr> <tr> <td>・完了検査申請手数料</td> <td style="text-align: right;">23,000 円</td> <td style="text-align: right;">免除</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">73,000 円</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> </table>		※通常	※災害による場合 (災害発生から 6 月以内)	・確認申請手数料	28,000 円	免除	・中間検査申請手数料	22,000 円	免除	・完了検査申請手数料	23,000 円	免除	合計	73,000 円	0 円	<ul style="list-style-type: none"> 県土整備事務所 建築指導課 	
	※通常	※災害による場合 (災害発生から 6 月以内)																
・確認申請手数料	28,000 円	免除																
・中間検査申請手数料	22,000 円	免除																
・完了検査申請手数料	23,000 円	免除																
合計	73,000 円	0 円																
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がなく、自らの資力では住家を得ることができない等の事情がある方に対して供与するものです。	<ul style="list-style-type: none"> 市（区）町村 																
県営住宅への特定入居	災害によって住宅を滅失した方に対する入居措置です。公営住宅に入居できる資格が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> 県営住宅課管理係 (092-643-3739) 																
県営住宅の一時使用	<p>災害によって住宅に居住できない状態にある方が、緊急避難先として一時的に県営住宅を使用できる制度です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用期間 原則 1 ヶ月 住宅使用料 免除 	<ul style="list-style-type: none"> 県営住宅課管理係 (092-643-3739) 																
福岡県住宅供給公社賃貸住宅への入居	<p>災害により仮移転先住宅を必要とされる方に対する入居措置です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用期間 1 年未満 家賃 募集家賃（契約期間分を入居時に一括支払い）、敷金 3 万円 連帯保証人 要 1 名 	<ul style="list-style-type: none"> 福岡県住宅供給公社 賃貸管理事業課 (092-781-8012) 住宅計画課計画係 (092-643-3732) 																

制度名	救済制度の内容	窓口	備考
災害援護資金の 利子補給に係る 支援制度	<ul style="list-style-type: none"> 概要 市町村が被災された方に対して災害援護資金の貸付をし、その利子相当額を助成した場合、その1/2を県が市町村に補助するものです。 対象者の要件 災害援護資金を借り受け、3年間の据置期間後に償還する方 利子補給額 市町村が被災者に助成した利子相当額の1/2 	<ul style="list-style-type: none"> 市（区）町村 	

2 災害によりご家族が死亡又は負傷された方へ

制度名	救済制度の内容	窓口	備考
災害弔慰金の支給	<p>自然災害により死亡された方の遺族に対して支給</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象災害 都道府県内において災害救助法が適用された市町村がある場合や、1つの市町村で住居が5世帯以上滅失した場合等。 受給遺族 配偶者、子、父母、孫、祖父母 支給限度額 生計維持者が死亡した場合 500 万円、その他の者が死亡した場合 250 万円 	<ul style="list-style-type: none"> 市（区）町村 	
災害障害見舞金の支給	<p>自然災害により重度の障害を受けた方に対して支給</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象災害 都道府県内において災害救助法が適用された市町村がある場合や、1つの市町村で住居が5世帯以上滅失した場合等。 受給者 重度の障害（両目失明、要常時介護、両上肢関節以上切断等）を受けた者。 支給限度額 生計維持者の場合 250 万円、その他の者の場合 125 万円 	<ul style="list-style-type: none"> 市（区）町村 	
災害援護資金の貸付	<ul style="list-style-type: none"> 概要 自然災害により被災された世帯主の方に対して福祉及び生活の建て直しに資するため、資金を貸し付けるものです。 対象災害 県内において災害救助法が適用された市町村がある場合。 対象者の要件 世帯主の1ヶ月以上の負傷、家財の1/3以上の損害、住居の半壊・全壊等。（所得制限あり） 貸付限度額 最高 350 万円 	<ul style="list-style-type: none"> 市（区）町村 	

制度名	救済制度の内容	窓口	備考
福岡県災害見舞金等の支給	<ul style="list-style-type: none"> ・概要 災害により被災された方に対し、災害弔慰金及び災害見舞金を支給するものです。 ・対象災害 県内において災害救助法が適用された市町村がある場合や、死者及び行方不明者が5人以上の災害の場合等 ・受給者 災害弔慰金については死者又は行方不明者の遺族、災害見舞金については1ヶ月以上の重傷者 ・支給額 死亡の場合20万円、重傷の場合10万円上限、住宅の全壊・全焼・流失の場合4万円（単身世帯は半額）、半壊・半焼の場合2万円（単身世帯は半額）、床上浸水の場合1万円（単身世帯は半額）等 	<ul style="list-style-type: none"> ・市（区）町村 	

3 生活立て直しのための資金を受けられたい方へ

制度名	救済制度の内容	窓口	備考
生活福祉資金貸付制度	<p>○福祉資金</p> <p>①緊急小口資金 災害によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯に小口の貸付を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象世帯 低所得世帯等 ・貸付限度額 10万円 ・償還期間 8ヶ月以内（措置期間2ヶ月） ・貸付利子 無利子 <p>②福祉費（災害により臨時に必要となる経費） 災害により、住宅の補修や家財道具の購入が必要となった世帯に対し資金の貸付を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象世帯 低所得世帯等 ・貸付限度額 150万円 ・償還期間 7年以内（措置期間6ヶ月） ・貸付利子 連帯保証人有 無利子 連帯保証人無 年1.5% <p>※「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の対象となる世帯は、この貸付の対象となりません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市（区）町村社会福祉協議会 	

4 母子・寡婦世帯の方へ

制度名	救済制度の内容	窓口	備考
母子寡婦福祉資金の貸付	<p>災害により家財の破損、住宅の半壊、全壊、半焼、全焼、土砂崩れなど特に必要な場合には、住宅資金の貸し付けを行います。</p> <p>対象 母子家庭の母及び寡婦</p> <p>貸付限度額 200万円</p> <p>償還期間 7年以内（据置期間6ヵ月。被害の種類及び程度に応じて延長可能。）</p> <p>貸付利子 年1.5%（H21.6.5～）</p> <ul style="list-style-type: none"> 全壊、流失、半壊、床上浸水などの被害を受けた場合には、住宅資金、事業開始資金、事業継続資金の据置期間を被災の程度に応じ2年を超えない範囲内で延長可能。 災害のため、貸付けを受けた者が支払の期日に償還することが著しく困難になった場合には、支払猶予が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 県保健福祉（環境）事務所 市福祉事務所 	

5 国民健康保険料等の減免及び徴収猶予を受けられたい方へ

制度名	救済制度の内容	窓口	備考
国民健康保険料（税）減免等	被災被保険者に対する保険料（税）の減免及び徴収猶予	<ul style="list-style-type: none"> 市（区）役所 町村役場 	
国民年金保険料の免除及び老齢福祉年金・障害基礎年金受給者に係る所得制限の特例	<p>被災被保険者に対する保険料の免除</p> <p>被災年金受給者に対する所得制限による支給停止の解除</p> <p>※適用には条件がありますので窓口にて御確認下さい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市（区）役所 町村役場 	
後期高齢者医療制度の保険料の減免等	被災被保険者に対する保険料の減免及び徴収猶予	<ul style="list-style-type: none"> 市（区）役所 町村役場 	

6 医療費等の減免を受けられたい方へ

制度名	救済制度の内容	窓口	備考
更生医療、身体障害者補装具及び重度身体障害者日常生活用具の給付に係る自己負担額の減免	災害による著しい所得の変動があった場合、給付に係る自己負担額を減免することができます。	<ul style="list-style-type: none"> 市福祉事務所 町村役場 	
育成医療、小児慢性特定疾患治療研究事業、養育医療、身体障害児補装具及び重度障害児・者の日常生活用具の給付に係る自己負担額の特例	災害等により、著しい所得の変動があった場合には、給付に係る自己負担額について、実情に即した弾力性のある取扱をします。	<ul style="list-style-type: none"> 育成医療、小児慢性特定疾患、養育医療 県保健福祉（環境）事務所、北九州市各区役所、福岡市各区役所、大牟田市保健所、久留米市保健所 補装具、日常生活用具市福祉事務所、町村役場 	

制度名	救済制度の内容	窓口	備考
特定疾患治療研究事業の自己負担額の減免	災害による著しい所得の変動等により、住民税が免除された場合、特定疾患治療費の自己負担額を減免することができます。	・ 県各保健福祉(環境)事務所、北九州市各区役所、福岡市各区保健福祉センター、大牟田市保健所、久留米市保健所	
福岡県立病院使用料及び手数料の減免	災害その他特に必要があると認められるときは、使用料及び手数料を減免することができます。	・ 健康増進課 疾病対策係 (092-643-3267)	
国民健康保険医療費一部負担金の減免等	被災被保険者が国民健康保険の療養の給付を受ける場合の一部負担金の減免及び徴収猶予	・ 市(区)役所 ・ 町村役場	
後期高齢者医療制度医療費一部負担金の減免等	被災被保険者が後期高齢者医療制度の療養の給付を受ける場合の一部負担金の減免及び徴収猶予	・ 市(区)役所 ・ 町村役場	
介護保険料及び利用者負担額の減免	災害により著しい損害を受けた場合は、介護保険料及び利用者負担額(通常1割)が減免される場合があります。詳細につきましては、お住まいの市町村にお問合せください。	・ 市(区)役所 ・ 町村役場	

7 社会福祉施設に入所されている方へ

制度名	救済制度の内容	窓口	備考
社会福祉施設の入所費用の減免	<p>養護老人ホーム、軽費老人ホームの入所者又は扶養義務者が、災害等により負担能力に著しい変動が生じ費用負担が困難となった場合には、当該年の収入に基づいて費用徴収額を決定することができます(軽費老人ホームについては、事務費のみ対象)。</p> <p>介護保険施設の入所者又は扶養義務者が、災害等により所得に著しい変動が生じたため費用の1割負担が困難となった場合は、保険者が1割負担を減額又は免除する制度があります。</p>	市町村 (軽費老人ホームは各施設)	
社会福祉施設の入所費用の減免	<p>身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設の入所者又は扶養義務者が、災害等により所得に著しい変動が生じた場合に、入所費用を減免する制度があります。</p>	・ 県保健福祉(環境)事務所 ・ 市福祉事務所 ・ 町村役場	
	<p>児童福祉施設(入所施設)の入所者又は入所世帯に係る入所費用の負担金については、災害等により所得に著しい変動が生じたため負担することが困難となった場合に、負担金を減免する制度があります。</p>	・ 児童相談所 ・ 県保健福祉(環境)事務所 ・ 市福祉事務所	

8 児童扶養手当等を受給されている方へ

制度名	救済制度の内容	窓口	備考
児童扶養手当・特別児童扶養手当の所得制限の特例措置	<p>災害等により、住宅・家財等ごとに被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けられた方は、その損害を受けた月から翌年の7月までに支給される児童扶養手当・特別児童扶養手当については、所得による手当額の支給制限を受けません。</p> <p>ただし、翌年に損害を受けた年の所得が所得制限限度額以上であると分かった時は、特例で支給された手当を返還しなければなりません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所 ・町村役場 	
特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当の所得制限の特例措置	<p>災害等により、住宅・家財等ごとに被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けられた方は、その損害を受けた月から翌年の7月までに支給される特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当については、所得による支給制限を受けません。</p> <p>ただし、翌年に損害を受けた年の所得が所得制限限度額以上であると分かった時は、特例で支給された手当を返還しなければなりません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県保健福祉（環境）事務所 ・市福祉事務所 ・町村役場 	

9 社会福祉施設等の運営をされている方へ

制度名	救済制度の内容	窓口	備考
社会福祉施設等災害復旧費に対する補助	<p>災害により、建物、設備に被害を受けた施設に、その災害復旧に要する経費の補助を行います。</p> <p>対象施設 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、在宅介護支援センター、生活支援ハウス、小規模多機能型居宅介護拠点、地域包括支援センター、夜間対応型訪問介護ステーション、介護予防拠点</p> <p>補助額 厚生労働大臣に協議し、承認を得た額の3/4 ※民間事業者（社会福祉法人、医療法人を除く）の場合は交付金により整備した者に限ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者支援課 施設整備係 (092-643-3249) 	
	<p>災害により、建物、設備に被害を受けた施設に、その災害復旧に要する経費の補助を行います。</p> <p>対象施設 老人福祉センター、老人福祉施設付設作業所</p> <p>補助額 厚生労働大臣に協議し、承認を得た額の2/3</p>		
	<p>災害により、建物、設備に被害を受けた施設に、その災害復旧に要する経費の補助を行います。</p> <p>対象施設 介護老人保健施設、訪問看護ステーション</p> <p>補助額 厚生労働大臣に協議し、承認を得た額の1/3 ※民間事業者（社会福祉法人、医療法人を除く。）の場合は補助金により整備した者に限ります。</p>		
	<p>災害により、建物、設備に被害を受けた施設に、その災害復旧に要する経費の補助を行います。</p> <p>対象施設 医療法人が設置する認知症高齢者グループホーム、介護老人保健施設等併設の生活支援ハウス及び在宅介護支援センター</p> <p>補助額 厚生労働大臣に協議し、承認を得た額の1/2</p>		

制度名	救済制度の内容	窓口	備考
社会福祉施設等 災害復旧費に対する補助	<p>災害により、建物、設備に被害を受けた施設に、その災害復旧に要する経費の補助を行います。</p> <p>対象施設 保育所</p> <p>補助額 厚生労働大臣に協議し、承認を得た額の3/4 (国：1/2 県：1/4)</p>	<p>・子育て支援課 保育所係 (092-643-3258)</p>	
	<p>災害により、建物、設備に被害を受けた施設に、その災害復旧に要する経費の補助を行います。</p> <p>対象施設 児童厚生施設</p> <p>補助額 厚生労働大臣に協議し、承認を得た額の2/3 (国：1/3 県：1/3)</p>	<p>・子育て支援課 スタッフ (092-643-3311)</p>	
	<p>災害により、建物、設備に被害を受けた施設に、その災害復旧に要する経費の補助を行います。</p> <p>対象施設 児童養護施設等</p> <p>補助額 厚生労働大臣に協議し、承認を得た額の3/4 (国：1/2 県：1/4)</p>	<p>・児童家庭課 児童福祉係 (092-643-3256)</p>	
	<p>災害により、建物、設備に被害を受けた施設に、その災害復旧に要する経費の補助を行います。</p> <p>対象施設 障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、旧法施設等（身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、精神障害者社会復帰施設）</p> <p>補助額 厚生労働大臣に協議し、承認を得た額の3/4 (国：1/2 県：1/4)</p>	<p>・障害者福祉課 社会参加係 (092-643-3264)</p>	
	<p>災害により、建物、設備に被害を受けた施設に、その災害復旧に要する経費の補助を行います。</p> <p>対象施設 保護施設</p> <p>補助額 厚生労働大臣に協議し、承認を得た額の3/4 (国：1/2 県：1/4)</p>	<p>・保護・援護課 保護企画係 (092-643-3296)</p>	
独立行政法人福祉医療機構による災害復旧資金の福祉貸付	<p>被害を受けた社会福祉施設等については、独立行政法人福祉医療機構の災害復旧資金の福祉貸付を受けることができます。</p>	<p>・独立行政法人福祉医療機構大阪支店 (06-6252-0216 http://www.wam.go.jp/wam/)</p>	

10 医療機関を開設されている方へ

制度名	救済制度の内容	窓口	備考
独立行政法人福祉医療機構による災害復旧資金の貸付	<p>災害発生時に、災害救助法の適用が決定した地域内の医療機関については、独立行政法人福祉医療機構の災害復旧資金の貸付を受けることができます。(その他の地域については、福祉医療機構の災害復旧に係る貸付は受けることができません。)</p> <p>詳しくは、独立行政法人福祉医療機構 大阪支店までお問合せ下さい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人福祉医療機構大阪支店 (06-6252-0219、http://www.wam.go.jp/wam/) 医療指導課 地域医療係 (092-643-3273) 	
医療施設等の災害復旧費に対する補助	<p>国の定める特定の医療施設が災害により被害を受けた場合、その復旧に要する経費の一部に対し、厚生労働大臣に協議のうえ補助を行います。</p> <p>①対象施設 公的医療機関、病院群輪番制病院、救命救急センター、在宅当番医制診療所、看護師宿舍等</p> <p>②補助率 2分の1</p> <p>③対象経費 病室、診察室、処置室等の復旧に要する工事費又は工事請負費。(施設の種別ごとに対象経費が異なります。)</p> <p>④調査方法 原則厚生労働省及び財務支局立会いの現地調査。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 医療指導課 地域医療係 (092-643-3273) 	

11 精神障害者措置入院費の減免を受けられたい方へ

制度名	救済制度の内容	窓口	備考
精神障害者措置入院費の減免	<p>災害により、支出の著しい増加または収入の著しい減少により当該費用を負担することが困難な方について、その費用の減免を行います。</p> <p>①対象 現に当該費用を負担されている方</p> <p>②手続 申請先に、印鑑と減免の根拠となる書類等を持参のうえ、申請してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県保健福祉(環境)事務所 大牟田市保健所 久留米市保健所 	

1 2 事業を営んでいる方へ（中小企業者等の皆様へ）

制度名	救済制度の内容	窓口	備考
<p>中小企業振興資 金融資制度</p>	<p>(1) 中小企業の方を対象とした下記の融資制度が利用可能です。</p> <p>①緊急経済対策資金 限度額 1 億円、金利 1.60%、保証料 0.25%～1.62% 融資期間 10 年以内(据置 2 年以内) ※ 市町村のり災証明書又は消防署の被災証明書が必要です。</p> <p>②小口事業資金（小規模事業者向けの資金） 限度額 1,250 万円、金利 1.85%、保証料 0.3%～1.75% 融資期間 10 年以内(据置 2 年以内)</p> <p>③長期経営安定資金（一般的な長期資金） 限度額 1 億円 融資期間 10 年以内(据置 2 年以内) 金利 5 年以内 1.7% 5 年超 1.9%（設備の 5 年超は 1.8%） 保証料 0.25%～1.67%</p> <p>④短期運転資金（1 年以内の運転資金） 限度額 3,000 万円、金利 1.8%、保証料 0.25%～1.67% 融資期間 1 年以内</p> <p>【ホームページ掲載先】 http://www.pref.fukuoka.lg.jp/d02/seidoyusi.html</p>	<p>・商工会議所 ・商工会 ・中小企業団体中央会（組合関係）</p>	
	<p>(2) 県制度融資既往債務の「元金返済猶予」及び「返済期間延長」が可能です。</p> <p>①元金返済猶予 最長 2 年間の猶予（「短期運転資金」は最長 1 年間）</p> <p>②返済期間延長 最長 2 年間の延長（「短期運転資金」は最長 1 年間）</p> <p>【ホームページ掲載先】 http://www.pref.fukuoka.lg.jp/d02/hensai-kanwa.html</p>	<p>・融資申込金融機関 ・信用保証協会</p>	

13 農業に従事されている方へ

制度名	救済制度の内容	窓口	備考
農地、農業用施設の災害復旧	<p>農地・農業用施設が被災し、復旧を行う場合には下記により災害復旧事業で実施することができます。</p> <p>①要件 1 箇所の工事が40万円以上のもの 農業用施設（道路・水路など）は受益戸数が2戸以上のもの</p> <p>②補助率 農地 50%以上、農業用施設 65%以上 （被害の状況によって補助率は変動します。）</p> <p>要件など詳しいことは、各市町村役場にお問合せ下さい。</p>	<p>・農村整備課 農地保全係 (092-643-3511)</p>	
日本政策金融公庫による農業基盤整備資金の貸付	<p>被害を受けた土地改良施設の復旧費について、融資を行います。</p> <p>①融資限度額 地元負担額（最低限度額10万円）</p> <p>②融資利率 0.70%～1.60% （融資利率は平成22年6月18日現在のものです。）</p> <p>③融資期間 25年以内（うち、据置期間10年以内）</p> <p>※お問合せ先 株式会社日本政策金融公庫 福岡支店 092-751-5736</p>	<p>・日本政策金融公庫</p> <p>・農村整備課 基盤整備係 (092-643-3509)</p>	
農林水産業共同利用施設災害復旧事業	<p>農業協同組合等が所有する共同利用施設に対する災害復旧事業費の一部補助を行うものです。</p> <p>対象 農協等が所有する共同利用施設</p> <p>補助率等 1 箇所の工事の費用が40万円以上の災害復旧に対し補助（補助率2/10） ただし、激甚災害法第6条の規定に基づく政令で定める地域（告示地域）については補助率が嵩上げされます。</p>	<p>・団体指導課 団体指導係 (092-643-3479)</p>	
日本政策金融公庫による農林漁業施設資金の貸付（共同利用施設）	<p>農業協同組合、森林組合等が所有する共同施設の復旧費用に対し低利融資を行います。</p> <p>①対象者 農協、森林組合等</p> <p>②貸付限度額 必要額の80%（大臣指定施設は別途）</p> <p>③貸付利率 0.60%～1.40%（平成22年7月22日現在） （大臣指定施設は別途）</p> <p>④償還期間 20年以内</p>	<p>・団体指導課金融係 (092-643-3480)</p>	
日本政策金融公庫による農林漁業セーフティネット資金の貸付（災害資金）	<p>日本政策金融公庫の農林漁業セーフティネット資金融資 災害等により、当面の肥料や飼料などの生産資材もしくは簡易な補修費等の資金、または、収入の減少を補填するための資金が必要な農業者に融資を行います。</p> <p>融資限度額 300万円 （特認 簿記記帳を行っている者は、年間経営費又は粗収入の3/12）</p> <p>融資利率 0.60%～0.85% （平成22年7月22日現在）</p> <p>融資期間 10年以内（据置期間3年以内）</p>	<p>・農協等の融資機関</p> <p>・県農林事務所</p> <p>・団体指導課金融係 (092-643-3480)</p>	

制度名	救済制度の内容	窓口	備考
農業改良資金の支払猶予	農業改良資金の支払猶予 災害等により、農業改良資金の償還が困難になった農業者について、支払猶予(1年以内)を行います。 ただし、法定据置期間及び償還期限内	・農協 ・県農林事務所 ・団体指導課金融係 (092-643-3480)	
農業近代化資金の据置期間及び償還期限の延長	農業近代化資金の据置期間及び償還期限の延長 災害等により、農業近代化資金の償還が困難になった農業者について、据置期間及び償還期限の延長を行います。 ただし、法定据置期間及び償還期限内	・農協等の融資機関 ・県農林事務所	
農林漁業災害対策資金の貸付(農業関係災害)	農林漁業災害対策資金の貸付 災害等により、当面の肥料や飼料などの生産資材もしくは簡易な補修費等の資金、または、収入の減少を補填するための資金が必要な農業者に農林漁業災害対策資金の貸付を行います。 借り入れた資金に対し、県及び市町村において利子補給を行います(※一般災害における公庫資金の借入については、利子補給はありません。) ○融資対象者 農作物の減収量が平年収穫量の30%以上で、かつ、減収による損失額が平年農業総収入の30%以上の被災農業者 ○融資限度額 500万円(300万円までは公庫資金を利用し、300万円を超え500万円まで農協資金を利用します。ただし、条件により異なる場合あり。) ○融資利率(平成22年7月22日現在) [特別災害] ※発動した場合 公庫資金 0.30%~0.40% 農協資金 0.30% [一般災害] 公庫資金 0.60%~0.85% 農協資金 0.60% ○融資期間 公庫資金 10年以内(据置期間3年以内) 農協資金 7年以内(据置期間3年以内) ※ いずれも利子補給期間は、貸付実行から3年間	・農協 ・市役所 ・町村役場 ・県農林事務所 ・団体指導課金融係 (092-643-3480)	
農業災害補償制度(農業共済制度)	台風や地震等の災害により、一定の減収を受けた農家に共済金が支払われる共済制度です。共済金を受給するためには、事前に共済に加入していることが必要です。 <事業の種類(一覧)> ○農作物共済…水稻・麦 ○家畜共済…牛及び牛の胎児、馬、豚 ○果樹共済…かき、なし、ぶどう、キウイフルーツ、うんしゅうみかん ○畑作物共済…大豆 ○園芸施設共済…特定園芸施設、附帯施設 ○任意共済…建物、農機具	・福岡県農業共済組合連合会 ・農業共済組合 ・団体指導課 農業共済係 (092-643-3483)	

1 4 林業に従事されている方へ

制度名	救済制度の内容	窓口	備考
造林補助事業	<p>気象災害等により被害を受けた森林被害跡地の復旧造林に対する補助を行います。</p> <p>①補助要件 1 施行地 0.1ha 以上のもの</p> <p>②補助内容 被害木等の整理、跡地造林、作業路の開設等</p> <p>③補助率 28% ～ 56%</p> <p>※作業や補助金の申請を森林組合等に委託することも出来ますので、最寄りの森林組合にご相談下さい。</p>	・ 林業振興課造林係 (092-643-3549)	
日本政策金融公庫による林業基盤整備資金 (復旧造林)	<p>激災法に関する法律施行令に基づき、告示された市町村の区域内で行う造林事業のうち森林災害復旧事業事務取扱要綱に基づくものに対し低利融資を行います。</p> <p>①対象者 林業者、森林組合等</p> <p>②貸付限度額 必要額の 80%</p> <p>③貸付利率 0.60% ～ 1.40% (平成 22 年 7 月 22 日現在)</p> <p>④償還期間 30 年以内</p>	・ 団体指導課金融係 (092-643-3480)	
日本政策金融公庫による林業基盤整備資金 (樹苗養成施設)	<p>樹苗に係る災害により必要とする資金を低利融資を行います。</p> <p>①対象者 林業者、法人等</p> <p>②貸付限度額 必要額の 80%</p> <p>③貸付利率 0.60% ～ 1.25% (平成 22 年 7 月 22 日現在)</p> <p>④償還期間 15 年以内</p>	・ 団体指導課金融係 (092-643-3480)	
日本政策金融公庫による農林漁業セーフティネット資金の貸付 (災害資金)	<p>日本政策金融公庫の農林漁業セーフティネット資金融資災害等により、当面の造林資材もしくは簡易な補修費等の資金、または、収入の減少を補填するための資金が必要な林業者に融資を行います。</p> <p>融資限度額 300 万円 (特認 年間経営費又は粗収入の 3/1 2)</p> <p>融資利率 0.60%～0.85% (平成 22 年 7 月 22 日現在)</p> <p>融資期間 10 年以内 (据置期間 3 年以内)</p>	・ 県農林事務所 ・ 団体指導課金融係 (092-643-3480)	
農林漁業災害対策資金の貸付 (林業関係災害)	<p>農林漁業災害対策資金の貸付 災害等により、当面の造林資材もしくは簡易な補修費等の資金、または、収入の減少を補填するための資金が必要な林業者に農林漁業災害対策資金の貸付を行います。 借り入れた資金に対し、県及び市町村において利子補給を行います(※一般災害における公庫資金の借入については、利子補給はありません。)</p> <p>○融資対象者 災害による損失額が平年林業総収入の 30%以上の被災林業者</p> <p>○融資限度額 300 万円 (公庫資金)</p> <p>○融資利率 (平成 22 年 7 月 22 日現在) [特別災害] ※発動した場合 公庫資金 0.30%～0.40% [一般災害] 公庫資金 0.60%～0.85%</p> <p>○融資期間 公庫資金 10 年以内 (据置期間 3 年以内) ※ いずれも利子補給期間は、貸付実行から 3 年間</p>	・ 市役所 ・ 町村役場 ・ 県農林事務所 ・ 団体指導課金融係 (092-643-3480)	
林業改善資金の支払猶予	<p>林業・木材産業改善資金の既存借受者に対し定期償還金の償還猶予を行います。 ただし、最終償還期限の変更は不可</p>	・ 森林組合 ・ 県農林事務所 ・ 団体指導課金融係 (092-643-3480)	

制度名	救済制度の内容	窓口	備考
(国庫補助) 災害関連緊急治山事業 「県営」	保安林あるいは保安林に指定されることが確実な民有林で、災害により新たに発生又は拡大した荒廃山地において、緊急に復旧整備を行います。 [要件] 重要な災害復旧工事の遂行に特に先行して施行する必要のあるもの。公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置しがたいもの等 要件など詳しいことは市町村役場、農林事務所にお問い合わせください。	・ 県農林事務所 ・ 森林保全課治山係 (092-643-3544)	
(国庫補助) 復旧治山事業 「県営」	保安林あるいは保安林に指定されることが確実な民有林で、山腹崩壊地、浸食されたり異常な堆積をしている溪流などの荒廃地の復旧整備を行います。 [要件] 市街地又は集落（人家10戸以上）の保護 主要公共施設（学校、官公署等）の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置しがたいもの等 要件など詳しいことは市町村役場、農林事務所にお問い合わせください。	・ 県農林事務所 ・ 森林保全課治山係 (092-643-3544)	
(国庫補助) 林地崩壊防止事業 「市町村営」	民有地で、激甚災害により被災した林地を復旧します。 要件など詳しいことは市町村役場、農林事務所にお問い合わせください。	・ 市町村 ・ 県農林事務所 ・ 森林保全課治山係 (092-643-3544)	
(県単) 県単独治山事業 「県営」 「市町村営」	民有林で、上記国庫補助の対象とならない緊急に復旧すべき小規模な林地の災害を復旧します。 要件など詳しいことは市町村役場、農林事務所にお問い合わせください。	・ 県農林事務所 ・ 森林保全課治山係 (092-643-3544)	

15 漁業に従事されている方へ

制度名	救済制度の内容	窓口	備考
日本政策金融公庫による農林漁業セーフティネット資金の貸付（災害資金）	不慮の災害や社会的・経済的環境の変化等により漁業経営の維持安定が困難となっている漁業者で、経営の維持安定に必要な資金 融資限度額 300万円 （特認：年間経営費又は粗収入の3/12以内） 融資利率 0.60%～0.85%（平成22年7月22日現在） 融資期間 10年以内（据置期間3年以内）	・ 漁協 ・ 漁業管理課 漁協指導第二係 (092-643-3560)	
漁業近代化資金の償還期間延長	漁業近代化資金の貸付を受けた漁業者で、償還期間中の者が天災等特別の理由により償還が困難になった場合に、法定の期間（期限）内で償還期間の延長を行います。	・ 漁協 ・ 漁業管理課 漁協指導第二係 (092-643-3560)	
沿岸漁業改善資金の償還金支払猶予	沿岸漁業改善資金の貸付を受けた漁業者で災害等やむを得ない理由により貸付金の償還が困難と認められる場合に償還金の支払いを猶予します。	・ 漁協 ・ 漁業管理課 漁協指導第二係 (092-643-3560)	
漁船損害等補償法による漁船損害等補償（漁船保険）	漁船保険に加入している漁船の被害に対する損失、損害補償。	・ 漁協 ・ 福岡県漁船保険組合 ・ 漁業管理課 資源管理係 (092-643-3555)	

制度名	救済制度の内容	窓口	備考
農林漁業災害対策資金の貸付	被災した漁業者が経営再建に必要な資金を借り入れた場合、市町村との連携のもとに利子補給を行います。 融資対象者 損失額が平成漁業総収入額の30%以上となった被災漁業者 融資限度額 500万円（300万円までは公庫資金を利用し、300万円を超え、500万円まで信漁連資金を利用します。ただし、条件により異なる場合あり。） 融資利率 特別災害の場合 発動の際に、金利情勢を勘案の上、決定される。 一般災害の場合 公庫資金 0.60%~0.85% （平成22年7月22日現在） 信漁連資金 公庫資金の基準金利を適用 融資期間 公庫資金 10年以内（据置期間3年以内） 信漁連資金 7年以内（据置期間3年以内） ※ いずれも利子補給期間は貸付実行から3年間	・漁協 ・市役所 ・町村役場 ・信漁連 ・漁業管理課 漁協指導第二係 (092-643-3560)	
日本政策金融公庫による農林漁業施設資金の貸付（災害復旧）	日本政策金融公庫の農林漁業施設資金融資。 災害に係る漁業者の漁具、養殖施設等復旧に必要な資金 融資限度額 漁船1000万円、その他1施設当たり300万円（特認600万円） 融資率 80% 融資利率 0.60%~1.40% （平成22年7月22日現在） 融資期間 15年以内（据置期間3年以内）	・漁協 ・漁業管理課 漁協指導第二係 (092-643-3560)	
農林水産業共同利用施設災害復旧事業	漁業協同組合等（営利を目的としない法人）が所有する共同利用施設に対する災害復旧事業費の一部補助を行うものです。 対象 漁協等が所有する共同利用施設 補助率等 1箇所の工場の費用が40万円以上の災害復旧に対し補助（補助率2/10）	・水産振興課 施設管理係 (092-643-3565)	
漁業災害補償制度（漁業共済制度）	一定の減収や養殖水産動植物、供用中の養殖施設又は漁具の被害を受けた漁業者に共済金が支払われる共済制度です。共済金を受給するためには、事前に共済に加入している必要があります。	・漁協 ・福岡県漁業共済組合 ・漁業管理課 漁協指導第二係 (092-643-3560)	

16 雇用保険を受給されている方へ

制度名	救済制度の内容	窓口	備考
雇用保険	雇用保険失業給付を受給している方が、地震等のため、指定された失業の認定日にやむを得ず安定所に来所できないときは、安定所に申し出ることにより、失業の認定日を変更することができます。証明書は不要です。 失業の認定日に安定所に来所できない方は、無理をせず、次回認定日の前日までに安定所にお申し出ください。	・公共職業安定所	

17 授業料の減免を受けられたい方へ

制度名	救済制度の内容	窓口	備考
県立高等学校、中等教育学校後期課程の授業料減免	<p>授業料無償化の対象とならないもので、天災その他不慮の災害により、学資の負担に堪えられなくなった者について授業料の減免を行います。</p> <p>①対象世帯例 住居半壊以上の被害を受けた世帯。店舗、家屋の損壊、長期避難等により自営業の継続が困難などの理由により、世帯の収入額が一定の基準を下回ることとなる世帯。</p> <p>②減免額 授業料月額的全額</p> <p>③減免期間 減免が許可された月の翌月から年度末まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校事務室 	
福岡県が設置する公立大学法人の授業料の減免	<p>天災その他不慮の災害により、学費の負担に堪えられなくなった者について、授業料の減免を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各県立大学学生支援課 ○九州歯科大学 (093-582-1131) ○福岡女子大学 (092-661-2411) ○福岡県立大学 (0947-42-2118) 	

18 奨学金貸与を受けられたい方へ

制度名	救済制度の内容	窓口	備考
奨学金貸与制度	<p>高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校の高等部を含む。）、高等学校専攻科（特別支援学校専攻科を含む。）、高等専門学校、専修学校（高等課程）に就学する被災世帯の生徒に対する奨学金の緊急貸与制度を実施しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請は各学校経由で行います ・福岡県教育文化奨学財団 (092-641-7326) 	

19 教科書の無償配布を受けられたい方へ

制度名	救済制度の内容	窓口	備考
教科書の無償配布	<p>災害のための家屋に被害を受け、教科書を滅失、毀損した小・中学校の児童・生徒に対する教科書の無償配布</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所 ・町村役場 ・学校 	<p>災害救助法適用市町村のみ</p>

20 税金の減免等を受けられたい方へ

制度名	救済制度の内容	窓口	備考
国税の減免、及び納税の猶予等	<ul style="list-style-type: none"> ・所得税の減免免除等、源泉所得税の徴収猶予又は還付、相続税・贈与税の免除等 ・申告、納付等の期限延長 <p>※救済措置を受けるためには、申請等の手続が必要な場合があります。詳しくは福岡国税局ホームページへ (http://www.nta.go.jp/fukuoka/)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・税務署 	
県税の減免及び徴収の猶予等	<p>個人事業税、自動車税、不動産取得税の減免、徴収猶予、法人事業税、軽油引取税等の申告期限の延長、産業廃棄物税の課税免除</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県税事務所 ・税務課 	

2 1 郵便貯金等の非常取り扱いについて

制度名	救済制度の内容	窓口	備考
郵便貯金等の非常取扱	①通帳・証書等や印章をなくされた被災者の貯金等の非常取扱い等 ②かんぽ生命の保険契約及び簡易生命保険契約に関する保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱い	ゆうちょコールセンター (0120-108420) かんぽコールセンター (0120-552950)	災害救助法の適用があった場合のみ

2 2 河川・道路・港湾等の災害一般について

制度名	窓口	
河川・道路・港湾等の災害一般	道路維持課	092-643-3656
	河川課	092-643-3666
	砂防課	092-643-3679
	港湾課	092-643-3676

2 3 消費生活全般について

制度名	窓口	
消費生活相談全般	福岡県消費生活センター	092-632-0999
	北九州市立消費生活センター	093-861-0999
	門司相談窓口	093-331-8383
	小倉北相談窓口	093-582-4500
	小倉南相談窓口	093-951-3610
	若松相談窓口	093-761-5511
	八幡東相談窓口	093-671-3370
	八幡西相談窓口	093-641-9782
	福岡市消費生活センター	092-781-0999
	大牟田市消費生活相談窓口	0944-41-2623
	久留米市消費生活センター	0942-30-7700
	飯塚市消費生活センター	0948-22-0857
	朝倉市消費生活センター	0946-52-1128
	筑後市消費生活相談窓口	0942-53-4111 (内線) 185
	行橋市消費生活センター	0930-23-0999
	中間市消費生活相談窓口	093-246-5110
	小郡市消費生活相談室	0942-72-2111 (内線) 144
	筑紫野市消費生活センター	092-923-1111
	大野城市消費生活センター	092-580-1968
	宗像市消費生活センター	0940-33-5454
	春日市消費生活センター	092-584-1155
	糸島市消費生活相談窓口	092-323-1111 (内線) 1814 - 15
	遠賀町消費生活相談窓口	093-293-1234 (内線) 227
	筑前町消費生活相談窓口	0946-42-6619
	太宰府市消費生活相談窓口	092-921-2121 (内線) 348
	古賀市消費生活相談窓口	092-942-1111 (内線) 292
	福津市消費生活相談	0940-43-8106 (内線) 2914
	豊前市消費生活相談窓口	0979-82-1111 (内線) 1263
	荏田町消費生活相談窓口	093-434-1954
	八女市消費生活相談窓口	0943-23-1183
大川市消費生活相談窓口	0944-86-5105	
直方市消費生活相談窓口	0949-25-2156	